

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
5月7日
(火曜日)

目次

- 告示
解除予定保安林(周南市)(森林整備課).....一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....一
- 公告
平成二十五年登録販売者試験の実施(業務課).....二
- 土地改良事業の完了(農村整備課).....二
- 基本測量の実施(監理課).....二
- 公共測量の実施(監理課).....三
- 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....三
- 人委公告
平成二十五年山口県職員採用大学卒業程度試験の実施.....三
- 平成二十五年山口県保健師採用試験の実施.....八

山口県告示第百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十五年五月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 解除予定保安林の所在場所

周南市大字徳山字イタダキ七四の二・七四の三・七四の四(以上三筆について次の



図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十五年五月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 区域の名称

青葉台地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字	内字	地名	地番	標柱番号
下松市	河内	す通り	六二〇の一〇八	一号	一号
〃	〃	〃	六三四の五一	二号	二号
〃	〃	〃	六三四の五〇	三号	三号
〃	〃	〃	六三四の四九	四号	四号
〃	〃	〃	六二〇の九六	五号	五号
〃	〃	〃	六二〇の一〇五	六号	六号



(一三五)平成二十五年登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成二十五年五月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験の日時

平成二十五年八月二十八日(水曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学

山口市滝町一番一号

山口県庁

山口市湯田温泉五丁目一番一号

山口県婦人教育文化会館

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

山口市大手町二番一八号

山口県教育会館

三 受験願書の受付期間

平成二十五年五月二十七日(月曜日)から同年六月七日(金曜日)まで(郵送の場合、六月七日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の五第二項各号の

いずれかに該当することを証する書類

(三) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

六 受験手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十五年十月十五日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三―九三三―三〇二〇)にすること。

(二三六)土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十五年五月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事業の名称

県営大椎立地区ため池等整備事業

二 工事了の時期

平成二十五年二月二十七日

(二三七)基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年五月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

基本測量(空中写真撮影及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

平成二十五年五月二十日から平成二十六年三月三十一日まで

(二三八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年五月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

下関市豊浦町

三 作業の期間

平成二十五年四月十五日から同年七月三十一日まで

(二三九) 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年五月七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画下水道下関市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



公 告

平成二十五年山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

平成二十五年山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十五年五月七日

山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	二十五人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む)における一般行政事務
警察事務	二人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉(一般)	一人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	十五人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	一人程度	知事部局(主として総務部及び土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業	二人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における農業等に関する知識、技術の普及指導等の専門業務
農業土木	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における林業に関する知識、技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

水産	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(水産事務所等)における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
電気	二人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
化学	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生薬学	二人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生監視	二人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十九年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた者又は平成四年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業業者若しくは平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できません。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成二十六年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第九十九回薬剤師国家試験(平成二十六年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者(電気の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準

三

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成二十五年六月三十日(日曜日)

試験入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七番地の一口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目一番八号大阪経済大学B館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力及び構成本力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日 時 平成二十五年八月十日(土曜日)

場 所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日 時 平成二十五年八月十二日(月曜日)から同月十九日(月曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察事務の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察事務以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十五年七月十一日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十五年九月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十八万五百万円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年五月七日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三三八五〇一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

(三) 受付の期間及び時間

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

試験職種	出 題 分 野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察事務	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む) 社会学概論 社会心理学 一般心理学 社会調査
社会福祉(心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む) 教育心理学 産業心理学 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学
土木	工学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
農業土木	数学 応用力学 水理学 測量 土壌物理 農業水利 土地改良 農地造成 農業造構 材料 施工 農業機械 農学一般
林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む) 林業工学 林産一般 砂防工学
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
電気	数学 物理学 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工学 情報 通信工学

平成二十五年五月七日(火曜日)から同年六月七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
 なお、郵送の場合は、平成二十五年六月七日までの消印のあるものに限りま
 す。
 (四) インターネットを利用する方法による受験の申込み
 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができま
 す。
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十五年五月七日(火曜日)午前九時から同月三十一日(金曜日)午後五
 時まで
 九 その他
 その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三
 一四四七四)に問い合わせてください。

化学	数学 物理学 物理化学 分析化学 無機化学 無機工業化学 有機化学 有機工業化学
衛生薬学	物理 化学 生物 衛生 薬理 薬剤 病態 薬物治療 法規 制度
衛生監視	物理 化学 生物 衛生 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産 物利用学 獣医公衆衛生学

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	二人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む)における一般行政事務

二 受験資格
 (一) 昭和四十九年四月二日から昭和五十九年四月一日までに生まれた者が受験できま
 す。
 (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 1 日本の国籍を有しない者
 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法
 律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準
 禁治産者
 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
 なくなるまでの者
 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ
 の他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 三 試験の方法、内容、日時及び場所
 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者につい
 て行います。
 (一) 第一次試験
 1 方法及び内容
 (1) 教養試験
 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験

により、大学卒業程度の試験を行います。

(2) 論文試験

社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力及び能力並びに思考力、表現力及び構成力等の総合的能力について試験を行います。

2 日時

平成二十五年六月三十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

論文試験 午後一時三十分から午後三時まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七七番地の一 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目二番八号 大阪経済大学B館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

日時 平成二十五年八月十一日(日曜日)

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

論文試験 五〇点

(二) 第二次試験

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十五年七月十八日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十五年九月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十一万三千七百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤奨手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年五月七日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書在中」と朱書き、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十五年五月七日(火曜日)から同年六月七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十五年五月七日(火曜日)午前九時から同月三十一日(金曜日)午後五時

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十五年山口県保健師採用試験の実施

平成二十五年山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。

平成二十五年五月七日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

保健師	試験区分	採用予定人員	職務の概要
保健師	試験職種	二人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十九年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成二十六年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第百回保健師国家試験(平成二十六年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時、場所等
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験
1 方法、内容等
筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(2) 教養試験
公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(3) 専門試験
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

2 日時
平成二十五年六月三十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場	場
山口市	山口市吉田一六七七番地の1 山口大学吉田キャンパス	
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館	
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目一番八号 大阪経済大学B館	

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力及び構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十五年八月十日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十五年八月十二日(月曜日) から同月十九日(月曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十五年七月十一日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十五年九月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万三千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年五月七日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十五年五月七日（火曜日）から同年六月七日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十五年六月七日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十五年五月七日（火曜日）午前九時から同月三十一日（金曜日）午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）にお問い合わせください。